

第12回
医療観察法地域連絡会議 資料

(平成26年12月5日)

独立行政法人国立病院機構
東尾張病院

第1部
医療観察法 全国の状況

東尾張病院作成

地方裁判所の審判の終局処理人員

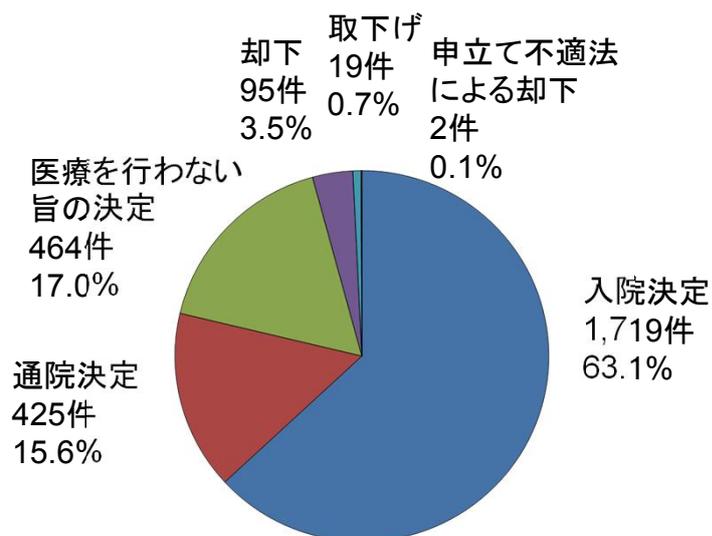
(平成17年7月15日から平成24年12月31日までの状況)

○終局処理人員総数 合計 2,724件

・入院決定	1,719件
・通院決定	425件
・医療を行わない旨の決定	464件
・却下	
－対象行為を行ったとは認められない	9件
－心神喪失者等ではない	86件
・取下げ	19件
・申立て不適法による却下	2件

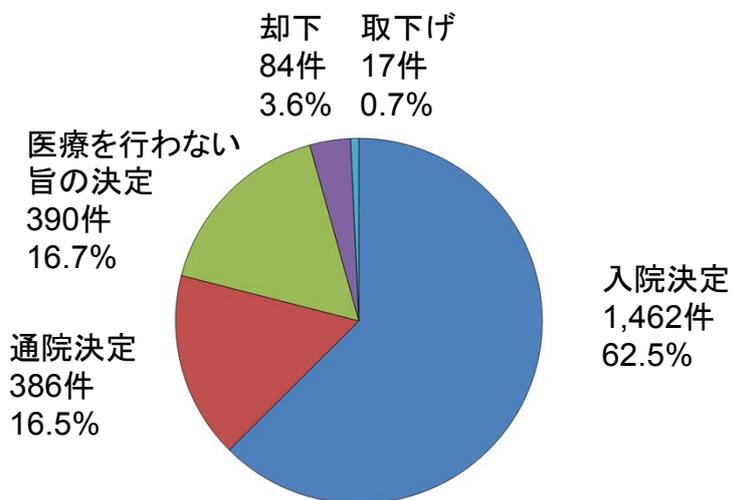
厚生労働省web: 心神喪失者等医療観察法の地方裁判所の審判の状況より

医療観察法施行状況 平成24年12月31日



厚生労働省web: 心神喪失者等医療観察法の地方裁判所の審判の状況より

医療観察法施行状況 平成23年12月31日



厚労省webページ:心神喪失者等医療観察法の地方裁判所の審判の状況より

医療観察法の施行状況

1. 指定入院医療機関の指定数（平成26年9月30日現在）

○国関係	15ヶ所 (2か所が超50床、9ヶ所が33床)
○都道府県関係	15ヶ所 (5か所が33床、他は23床以下)
合計	30ヶ所 791床 (うち国関係487床、都道府県関係304床)
※	30ヶ所 791床 (平成25年11月1日時点)

2. 指定通院医療機関の指定数（平成26年9月30日現在）

病院	439ヶ所 (415ヶ所)
診療所	36ヶ所 (30ヶ所)
薬局	2,436ヶ所 (2,405ヶ所)
※	括弧内は平成25年9月30日時点

医療観察法の施行状況

3. 鑑定入院医療機関の推薦数（平成26年9月30日現在）

推薦数 287ヶ所（平成24年12月31日：275ヶ所）

4. 精神保健判定医等の推薦数（平成26年1月20日現在）

○精神保健判定医 1,071名

平成17年度449名 18年度659名 19年度796名

20年度873名 21年度905名 22年度993名 23,24年度1,026名

○精神保健参与員 865名

平成17年度405名 18年度524名 19年度621名

20年度714名 21年度737名 22年度759名 23,24年度777名

第2部

東尾張病院 入院対象者の状況

平成26年12月5日時点

第2部

東尾張病院 入院対象者の状況 平成26年12月5日時点

《 入院対象者受け入れ累計 179名 》

○入院中 33名

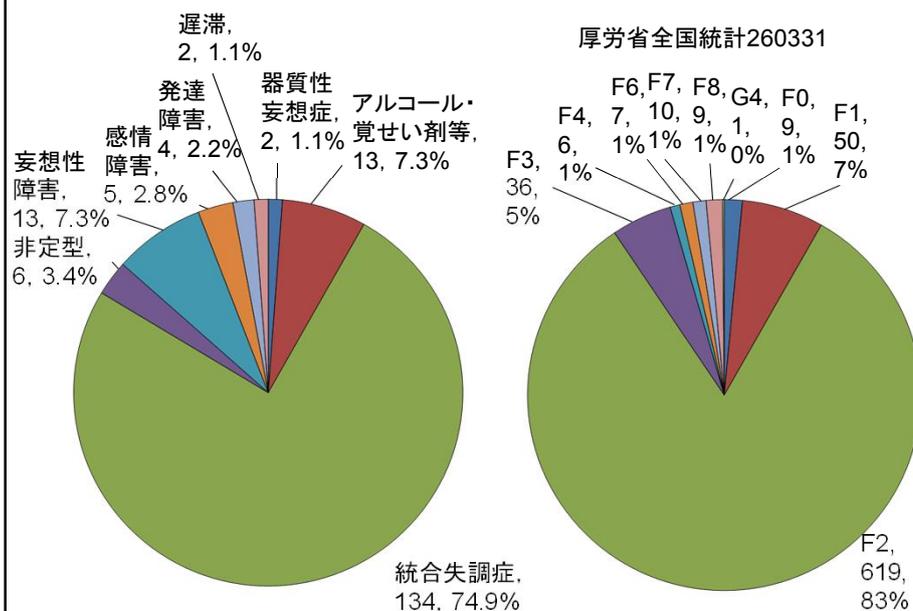
○転院者 32名

○退院者 114名

(退院者のうち、通院移行97名

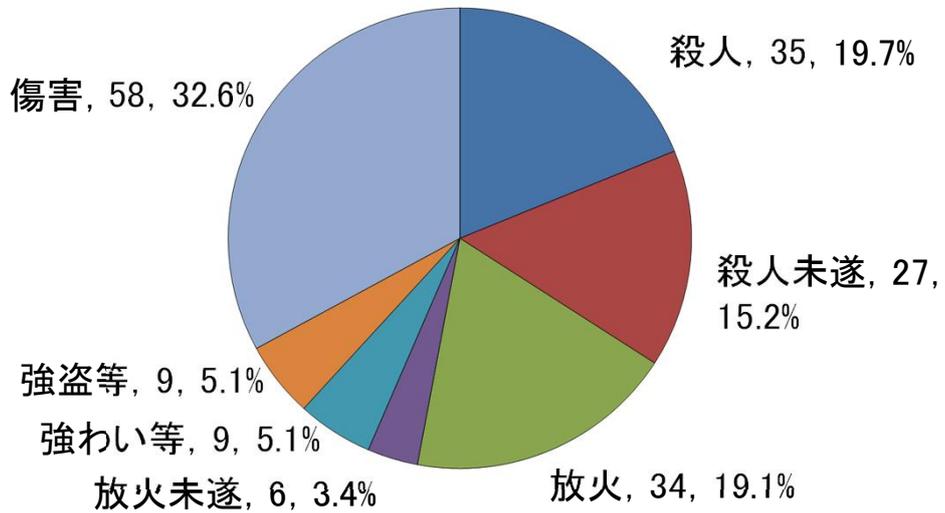
処遇終了者 12名 他5名)

東尾張病院受入179名 診断名



東尾張病院受入179名対象行為

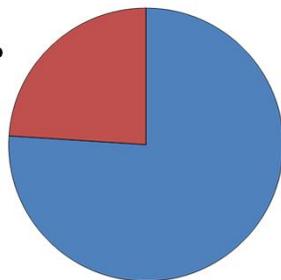
うち1名は当院から当院への再入院であるため、対象行為計は178件



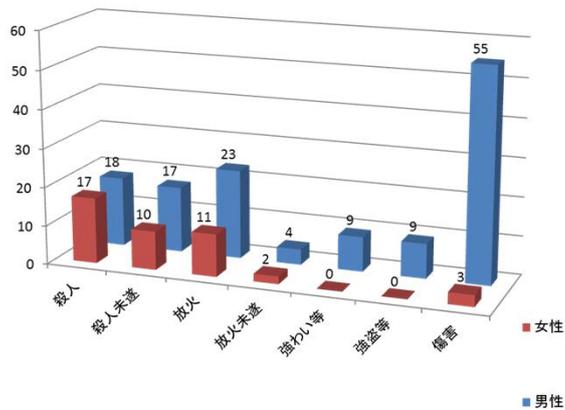
東尾張病院受入179名性別

男女比

女性
43,
24.0%



男性
136,
76.0%



東尾張入院中 申立て県

平成25年12月31日と平成26年12月5日の比較

平成25年12月31日時点

○東海北陸 28名
(愛知21、静岡3、岐阜3、
三重1)

その他4名

○近畿 3名
(大阪1、兵庫2)

○中国四国 1名
(愛媛1)

○合計 32名

平成26年12月5日時点

○東海北陸 31名
(愛知23、静岡3、岐阜3、
三重2)

その他2名

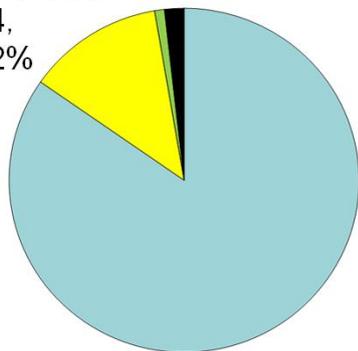
○近畿 1名
(京都1)

○中国四国 1名
(愛媛1)

○合計 33名

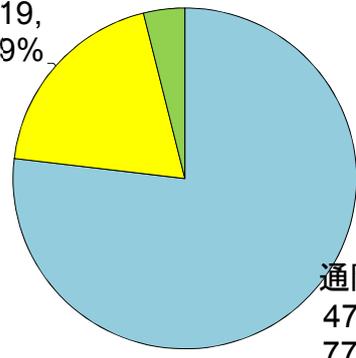
退院者転帰

却下, 死亡,
処遇終了 1, 2,
(抗告含), 1% 2%
14,
12%



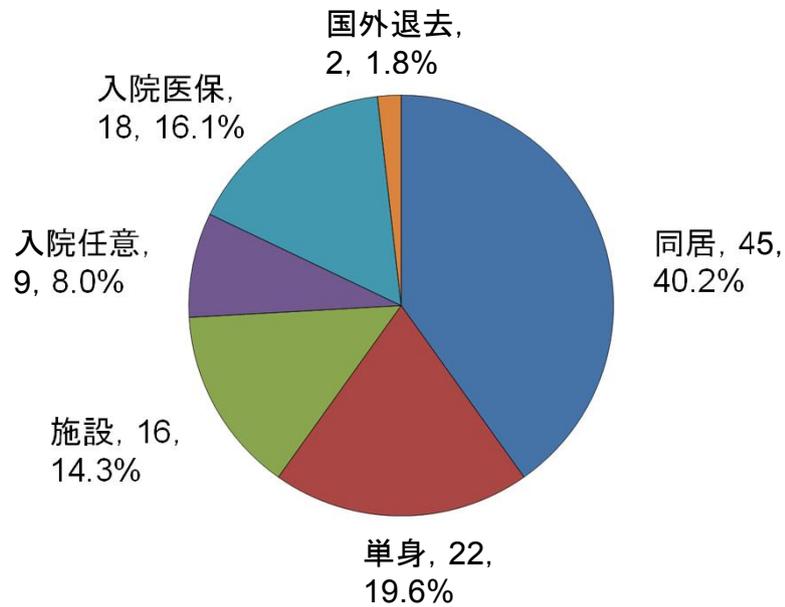
東尾張病院 261205

却下,
終了, 24,
119, 19%
4%



国会報告 全国220731

東尾張病院退院者居住先



地域連絡会議
ミニ・レクチャー

医療観察法の対象行為としての 強盗について

— 刑事司法段階での捜査のあり方にも注目して —

独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
司法精神医学部長

吉岡真吾

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議

医療観察法の対象行為

刑法に規定された以下の6罪種に限定されている
(傷害と強制わいせつ以外は「未遂罪」も含まれる)

- 1) 殺人
- 2) 強姦
- 3) 傷害
- 4) 放火
- 5) 強制わいせつ
- 6) 強盗 (強いて金品を窃取する行為)

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議

本法の対象行為としての強盗の頻度は低い

- 1) 2005年12月～2012年3月末
処遇した全133名の入院対象者中、
強盗は6名(4.5%)
cf: 殺人(+未遂)、放火、傷害は 25~30%
- 2) 対象行為と精神疾患の関係としては
 - ①病的思考が犯行動機に関連するもの
 - ②精神症状(思路障害)が刑事司法の捜査に影響を与えたもの

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議

強盗の頻度が低いということ

- 1) 目的が「金品の窃取」にあれば、犯行動機
の了解可能性は高い
 - ⇒ 刑事責任能力が減免されないことが多い
- 2) 医療観察法の対象行為としての強盗
 - ⇒ 動機が不自然で「了解困難」ことが多い
 - ⇒ 中には、「刑事司法段階での捜査不足で動機
の解明等が不十分」な例もあり得る

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議

当院指定入院対象者における強盗例

症例	年齢性	診断	被害者	対象行為の理由
1	30代 男	統失(妄想型) or 物質性	タクシー	経済的困窮下で、妄想的に「総理大臣と談判する」と首都を目指して強奪
2	20代 男	統失(破瓜型) or 物質性	コンビニ	細工された商品につき直接製造会社に架電しようと店外に持ち出す
3	20代 男	統失(妄想型)	コンビニ	自身への妄想的迫害者を捜査させるため囮逮捕を演出
4	40代 男	統失(妄想)	銀行	自身への妄想的迫害者を退散させるため大事件を演出
5	30代 男	妄想型 PD + 軽 MR	コンビニ	好意をもった相手を心配させ気持ちを惹くために事件を起こした
6	20代 男	統失(妄想型)	コンビニ	妄想的誇大感から「映画女優に逞しい男と認められる」との思いから

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議

(あらためて)対象行為と精神疾患の病理との関係

- 1)対象行為を導いた動機と、精神病理(例:妄想の内容)の間に、具体的に因果的関連性を持つもの
- 2)対象行為を導いた動機と、精神病理の間に基礎的な関連(例:妄想的万能感から逸脱行為を行った)を持つもの
- 3)その他(逮捕後の捜査段階における病理との関連)

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議

まとめ

- 1)医療観察法の対象行為としての強盗に関して検討した。
- 2)対象行為全体では強盗の頻度は低い(4.5%)。動機としては、**精神障害による独特な思考**が影響し「金品の窃取」は二次的・付随的なものにとどまることが多い
- 3)刑事司法段階の捜査の不足が、対象行為の認定に関連していることもあり得る
- 4)捜査の不足は、対象行為自体の認定にも問題を生じ、本法医療の必要性の評価、対象者の治療動機にも関連する。さらには司法精神医療そのものへの信頼に関わる重大な問題となり得る。

2014/12/5

平成26年度 地域連絡会議